行政評価シート（事務事業評価）

評価年度	28年度

事業名	公害対策事業	担当課	環境課
細分化した事業名	環境調査事業		

1 計画（PLAN）：事務事業の計画的位置づけ

第6次長期総合計画での目的体系	基本方向	心地よい定住環境のあるまちづくり
	政策	自然を活かし、自然にやさしいまちづくりの推進
	施策	資源循環型社会の構築
関連する個別計画等		根拠条例等：韮崎市公害防止条例等

2 計画（PLAN）：事務事業の概要

事業の目的	市内の生活環境を保全するため、環境状況を把握する。
事業の手段	《水質検査》 ・市内の河川の水質検査（8 カ所） ・若尾・御勅使工業団地排水口からの水質検査 ・井戸水の水質検査（鉛の検査、災害時提供飲用水） 《自動車騒音常時監視》 ・24 年度県より市への事務移譲。 《公害苦情対応》 ・公害発生源を確認し、発生源に対して適正な処置をとるように指導する。
事業の対象	市民、市内事業所（公害発生源）

3 実施（DO）：投入費用及び従事職員の推移（インプット＝費用＋作業）

		25 年度	26 年度	27 年度
A 事業費	（千円）	1，401	1，611	1，720
財源内訳	国・県支出金			
	その他（使用料・借入金ほか）			
	一般財源	1，401	1，611	1，720
B 担当職員数（職員 E）	（人）	0.05	0.05	0.05
C 人件費(平均人件費×E)	（千円）	325	340	336
D 総事業費(A+C)	（千円）	1，726	1，951	2，056
主な事業費用の説明				

注）平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した 25 年度（6,491 円）,26 年度（6,794 千円）,27 年度（6,715 千円）を使用しています。

4 実施（DO）：事業を数字で分析（アウトプット＝事業量）

		指標名	指標の算出方法	実績値 25 年度	実績値 26 年度	実績値 27 年度
活動指標	1	河川水質検査箇所 ・河川 ・排水口	（箇所）	8 2	8 2	8 2
	2	井戸水水質検査箇所 ・飲用 ・鉛	（箇所）	8	10 8	10 8
	3	自動車騒音常時監視路線数	（区間数）	2	3	3

妥当性		□ A 妥当である　■ B ほぼ妥当である　□ C 妥当でない
上記活動指標と妥当性の説明	1	河川については市内河川の６カ所・堰の２カ所で定期的（年２回）に水質検査を行い水質変化を点検する。排水口については御勅使工業団地と若尾地区の排水口を毎月検査している。
	2	飲用については災害時提供井戸に登録されている井戸を対象に計画的に場所を選定し水質検査をし水質変化を点検する。鉛については旧県営射撃場周辺の井戸を対象に検査をしている。
	3	市内の各路線において計画的に場所を選定し自動車の騒音を測定し生活環境の影響を点検する。

5 評価（CHECK）： 事務事業評価 （アウトカム＝成果・効果）

		指標名	指標の算出方法	実績値		
				25 年度	26 年度	27 年度
成果指標 もしくは まちづくり 指標	1	河川水質不適合数（河川）	不適合河川数（河川）	1	2	5
	2	井戸水不適合数（飲用） （鉛）	不適合井戸数（飲用基準以上） （鉛基準以上）	0 0	1 0	0 0
	3	自動車騒音基準値不適合	昼間（午前 6 時から午後 10 時）/区間数 夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時）/区関数	2/2 2/2	0/3 0/3	1/3 1/3
	4	公害苦情対応件数	水質・騒音・振動・悪臭に関する苦情対応件数（件）	4	2	6

成 果		
		□ A 上がっている　■ B ほぼ上がっている　□ C 上がっていない
上記指標の妥当性と成果の内容説明	1	河川については水浴場水質判定基準に基づく不適合が増えており、水質管理のため今後も検査は必要である。 排水口については排水基準による結果報告であり、多くの項目について問題はないが常時監視（検査）していく必要があるとの結果であり今後も検査を行っていく。
	2	水道法に基づく飲用１３項目+地下水汚染物質３項目の検査を行っており基本的に検査は井戸所有者が行うものであるが災害時提供用井戸のため毎年ではないが定期的に市が検査を行う必要がある。 鉛含有量検査については県営射撃場の鉛問題に対し県でも行っているが市でも地下水の調査・監視の必要性から行っている。
	3	路線によっては不適合がある個所があり、翌年に結果を県に報告し道路改善に役立っているため必要な検査である。。
	4	突発的なものなので年によってばらつきが生じる。

事務事業総合評価	□ A 期待以上に達成　■ B 期待どおりに達成　□ C 期待以下の達成

6 改善（ACTION）：今後の事務事業の展開

今後の事業展開	□ 拡大（コストを集中的に投入する） □ 全部改善（内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要） □ 廃止（廃止の検討が必要） ■ 一部改善（事務的な改善を実施する） □ 縮小（規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する）
事務事業の改善案	改善の概要・方向性（いつまでに、どういう形で具体化するのか） 28 年度の改善計画（今後の事業展開説明） 河川や井戸の水質に異常が認められた場合は更に検査個所を増やす必要がある。
過去の改善経過	調査対象の井戸については、地区の偏りが生じないよう考慮しながら、調査対象の選定を行う。 平成２６年度から災害時提供井戸に登録されている井戸水を対象に検査を行う。
課長所見	地域の生活環境保全のため、不断、継続的に監視を行い、異常値が生じた際には県と協力して、原因究明と解決に必要な業務である。